

7-2 計画の進行管理

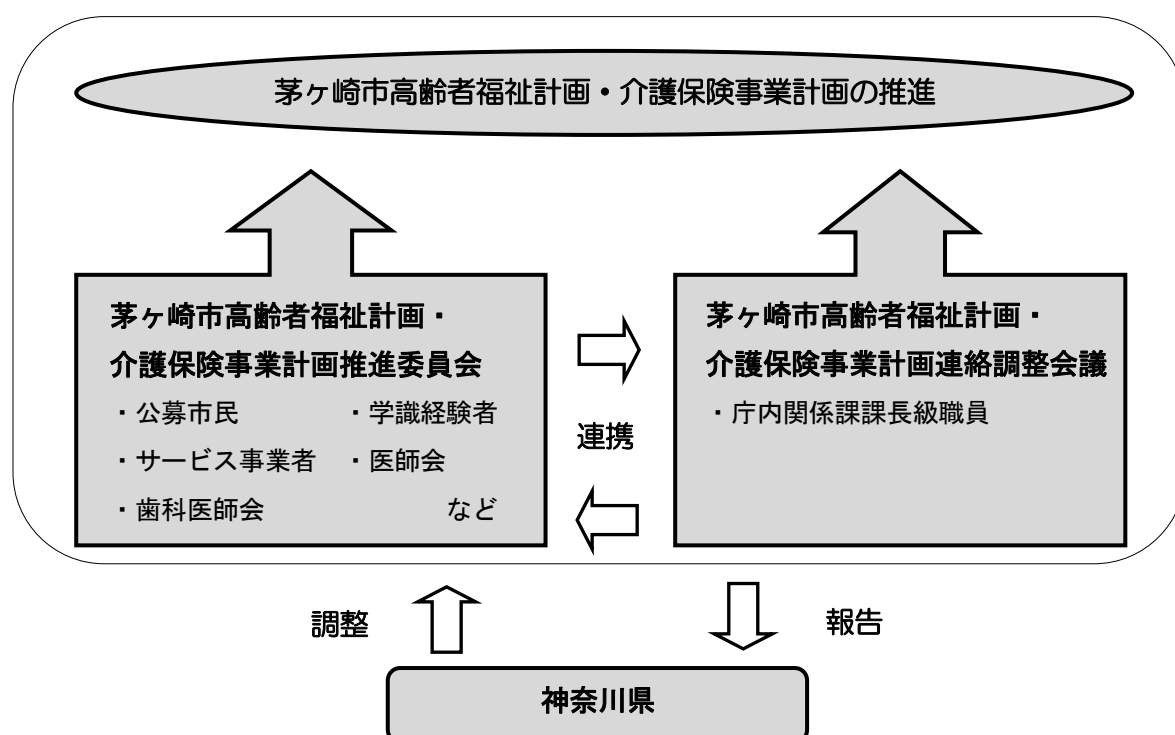
(1) 個別事業の進行管理

個別事業については、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間である平成30年度から32年度までの3年間の目標を設定しています。

年度ごとに進捗状況を管理し、その結果を茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議において協議します。

また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に報告し、意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表します。

図32 計画の進行管理図



(2) 計画全体の評価

関係各課が個別事業を適正に実施し、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会や茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議によって全ての事業を横断的に進行管理することにより、基本方針に基づく推進と、計画の実現に向けた取組が確認されます。

本市では、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施し、本市の高齢者福祉施策や介護保険事業に対する周知度や満足度を調査します。

調査結果を分析することで、各基本方針に対する課題を抽出し、計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。

(3) 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する市町村向け評価指標について

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法第117条第2項に「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」が新たに設けられました。

また、介護保険法第122条の3において、国は、市町村による自立支援・重度化防止等の取組を支援し一層推進するため、市町村に対し、予算の範囲内において、保険者機能強化推進交付金を交付することとされました。

交付金を交付するにあたり、国は、平成30年2月28日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「平成30年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について」の中で、保険者に対し、次の3つの分野・61項目の評価指標を提示しています。

- I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
- III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

本市は、国が提示した評価指標の趣旨を踏まえ、本計画に達成目標を位置付けた事業について、適切に進行管理を行っていきます。